

令和3年第7回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月26日(月)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 13名

1 番	増 山 貞 男 君	2 番	倉 持 登 君
3 番	中 村 明 君	4 番	小 島 一 男 君
5 番	張 ヶ 谷 一 郎 君	6 番	青 木 徹 雄 君
8 番	坂 路 誠 君	9 番	青 木 邦 夫 君
10 番	大 島 か づ 子 君	11 番	小 島 キ ヨ 子 君
12 番	戸 賀 崎 邦 雄 君	13 番	後 藤 勇 君
14 番	高 崎 勇 君		

欠席委員 1名

7 番 鈴 木 豊 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1 番	鈴 木 徳 男 君	2 番	井 上 清 一 君
4 番	今 野 秀 明 君	5 番	白 石 守 利 君
6 番	濱 田 茂 君	7 番	松 田 英 雄 君
8 番	細 井 純 一 君	10 番	川 島 広 伸 君
11 番	加 藤 互 君	12 番	上 原 一 夫 君

欠席委員 2名

3 番	山 崎 松 男 君	9 番	上 原 勝 正 君
-----	-----------	-----	-----------

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんこんにちは。

本日は、〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員が欠席というご連絡をいただいております。

それでは、7月の農業委員会を始めます。

会長の挨拶をお願いいたします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。梅雨が終わりまして例年どおりの暑さでございますが、非常に暑い中での農作業では、熱中症が心配されます。私も午前中は10時半まで、午後は3時からというふうに予定を決めて仕事をするようにしております。ワクチンはちょうど2回終わったところで、大体ほぼ皆さんも2回終わっているのかなという感じがします。

これから、第7回の農業委員会総会が始まりますが、慎重審議をいただいて、スムーズな審議、議事が進行できますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。大変ご苦勞さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして3の議題に入りたいと思います。それでは、議案が大きく3つございますので、まず第1号議案からよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

〔「議長」と言う人あり〕

○会長 はい。

○農業委員12番 12番、〇〇〇です。第1号議案については退席をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。

〔農業委員12番 〇〇〇〇〇委員退席〕

○会長 〇〇〇委員につきましては、諸事情があるということでございまして、退席するということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇番〇、田、250㎡。同じくナンバー1—2、〇〇〇〇番〇、田、1,969㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇〇番、田、3,193㎡。合計5,412㎡。譲渡人、大字杉戸、〇〇〇〇。譲受人、倉松2丁目、〇〇〇〇。面積、〇〇〇アール。労力、〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1—1から1—3につきましては、〇〇氏が5,412㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で、親戚と合同で行っております。通作距離につきましては、自宅から約600メートルでございます。場所については、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、〇〇〇委員、調査報告をお願いします。

○農業委員 5 番 失礼ですが、腰を痛めたので、座ってご報告させていただきます。

調査依頼を受けて、7月19日に〇〇さん宅と〇〇さん宅にお邪魔しました。〇〇さんがちょうど仕事から帰ってきたところで息子さんとお話ししたのですが、自作は平成30年頃までやっていたそうでございます。それで、造園業が忙しくなったので、近くの人に委託したのですけれども、お父さんが亡くなって、相続の関係で手放そうかということになったそうでございます。それで、知人の何人かに相談したところ、やはり地元の人に買ってもらうのがいいかなということで、〇〇さんがいいということになったわけでございます。

それから、〇〇さん宅にお邪魔したのですが、ちょうど〇〇さんの息子さんがいたのです。息子さんとは、私個人的にも話したことがあるのですが、すごく農業に熱心で、現在は自作をしていないのですが、親戚にたまたま熱心な人がおりまして、その方に指導を受けまして、弟子入りみたいな形でやっていると聞いています。それで、将来は自作したいということを言っておりまして。将来の農地管理から見ますと、町外の人が購入するよりも、地元の人を買ってもらって自作してもらったほうが、将来的には私個人も幾ら親戚が住んでも、地元で何人が管理している人がいないと、やはり遊休農地というのは増えるのではないかと考えております。

この件につきましては、迷惑する人もおりませんし、妥当かなと思っております。調査報告の中身も何ら問題はないと思います。皆さんのよりよいご審議をよろしく願います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かございますか。

どうぞ。

○農業委員 8 番 〇〇です。この〇〇さんというのは〇〇〇アールということで、〇ヘクタール持っているのに、人・農地プランの中心経営体にもなっていないのですが、実際に農作業に常時従事するような規則性にかからない人には当たらない人なのです。ちゃんと自分でやって、そういう方なのかどうか、確認しておかないといけないかと。〇〇〇アールで、大体中心経営体、もっと小さな人も中心経営体でも1町程度ですから。私も非農家なのですが、ちょっとそういうふうな農地法の個人の農作業に常時従事要件制限があるわけですが、それにちゃんと合致しているのかどうか、確認させていただきます。前にちょっと私が反対した、同じような地区の境町の方も、その後田んぼは誰かにやってもらっているのですが、その人がやっていないと問題になって、そのとき説明の方でもちょっと農作業とか、そういうのをやれるかどうかははっきりしなかったもので、反対したのですが、この方は常時の規則性に当たらない人か、そこを事務局ではどう判断されるのか。

○書記 事務局から回答させていただきます。

今〇〇委員さんから、受け人さんの〇〇さんは、〇〇〇アールの農地を所有し、人・農地プラン、地域の中心経営体になっていないのはいかなものかというお話だったと思います。農地法3条の取得要件の中には、農地法第3条第2項の基準を満たすことが必要です。今〇〇さんは、先ほど事務局、また〇〇〇委員さんからお話があったのですが、親戚の方と一緒に耕作をしております。自分一人で全てを賄っておりませんが、農地法3条の許可基準の中では耕作に関して、例えば一部自分ができないところに関しては委託するのやむを得ないというのがあります。息子さんとお話ししまして、現在、親戚と一緒に農業をやっているのですけれども、極力自分でもできるものを増やしていきたい、作業を増やしていきたいという形で、計画的に親戚の方と一緒に頑張っていきたいということでした。現在は確かに一部作業をお願いしているところはあるのですが、今後の計画では、親戚の方と協力しながら農地を守っていくと伺っておりますので、事務局といたしましては農地法3条の許可要件は満たしていると判断しております。

○農業委員 8 番 今の解釈では、持っていた農地をそういう方と一緒に今後やっていくというのはいいですが、農地を

取得するときにその方も一緒にやっていくということで条件では多分適格にならないと私は受け止めるのです。やはりそのところは相談していただいたほうがいいのかなと。

この方、水田を持って、実際に水田は今この方は〇町どなたがやっているのですか。この方が機械はあるということですが、その機械を使っているのかどうか、境町の方も機械はあるということですが、実際にはこの方がやっていない状況に、人に貸して、ただ水田はきれいにしていましてよく分かりませんが、やはり農地の所有権移転のところについては、その条件というのは一般的な考え方かなと。ですから、もし息子さんがやるなら、農業経営の体制を整えて、息子さんが所有をするとか、そういうのなら分かるのですが、この方は何歳ですか。

○書記 〇〇〇〇さんは〇〇歳です。

○農業委員 8 番 〇〇歳で今後も頑張っていくのは難しいのかと……

○書記 耕作者にせがれさんが入っているのですけれども、別世帯に住まわれているのです。

○農業委員 8 番 そうすると、農地法の関係でその世帯員がというのは農作業常時従事者要件にならないですね。

○書記 労働力に関しましても、先ほども申しましたが、雇用によるものや、今後確保することが見込まれるもの、あるいは計画としてこの取得した面積を十分に耕作できるような計画であれば、それは問題がございません。

○農業委員 8 番 計画というのは所有のところだから、その計画でそうはならないと思うのです。県春日部農林振興センターとその辺り確認して、きっちり正確な情報を渡して、県春日部農林振興センターとかで判断ができるならいいのですが、禍根を残しそうな案件かなと。実際取得する方が農業経営、経営規模拡大、それをやるというのはこれに当たるかどうか、ちょっと疑念が生じる案件かなと。だから、農業経営のところは調査員の方がきちっと調べていただいていると思うのですが、前の方のときに農業経営のところをきっちり。それは終わった話ですから水田は作られているので、ちょっとそこをよ確認しておいたほうが禍根を残さない。息子さんもやるなら、そういう実態が生じて、そういうところを決めておいたほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会長 春日部農林振興センターとの打合せは、後日改めてさせていただきますが、先ほど〇〇〇委員さんの報告のありましたとおり、現在は親戚の人にやってもらっているけれども、今〇〇さんのせがれさんが一緒に始めているというところでございますので……

○農業委員 8 番 許可要件にならないですよ。将来的に……

○会長 将来的には自分で自作をしていきたいと。

○農業委員 8 番 きちっと私も 8 月で任期が終わりますが……

○会長 あと、畑はすぐ屋敷の前にあるのですけれども、それは全部自分で耕作していますので、畑のほうは。

○農業委員 8 番 でも、取得する農地を取得したら常時従事する人が農地法の権限だと思うのですが。

○局長 今〇〇〇〇さんという方は、水田については一部親戚の方に田植とかやっただいて、せがれなんかも今年から草刈りをやっているという話は面談で聞いています。

今現実的に考えて、杉戸町で1,000軒の農家が登録しております。土地持ち非農家を入れると1,500軒ぐらいあるのです。その中で農機具を完全に持って、それで60代で、実際に農家をやっている人がいかにいるかといったら、本当に認定農家で五、六十人なのです。その人に全て農地が移行できるかといったら、それは現実的に難しいのです。ですから、一番心配なのは、例えば清地のほうでもあるのですけれども、県外の人を持って山になってしまったり、遊休農地になってしまったり、それを一番農政というのは、地域農業、農地を守るためには考えていかなければいけない。面談をした中で、この人は今町内にいるということなのです。せがれさんが。通作もできるという中で、農地を将来的には親戚と共同でやるのだと。今までは自分が機械を持って、自分が所有して農業をやらなくてはいけません。

これからはできないと思うのです。なかなかトラクター、コンバイン、買えますか、個人で。やっぱり共同でやるという、地域が多面的でなければ助け合いながらやっていくというのは、それは都市農業のポイントになると思うのです。それを総合的に考えた農業施策をどうするかということを、これから自分のせがれさんがやらないかもしれないです。であれば、自分が将来的にやるのだということになれば、家族で農業経営、畑をやっていますから、であればそれを信じて、その地域で守っていくのだということになれば、それはそのせがれさん、またその農家を信じてあげるのも一つかなというふうに考えて、面談をしたところでございます。

○会長 農地法3条の許可要件について、こちらの場合はこだわっていらっしゃるようにもうかがえます。しかしながら、これ都市農業の、特に水田農業について、将来を考えて、将来やると言っているのですね、せがれさんが。○○さんのせがれさんが。

○農業委員8番 それは、農地の所有権移転の話をしているわけです。農地を守っていくというのは、今局長がおっしゃったような話でいろんな形で守っていくのは当然だと思うのですが、農地の所有権移転をする際は、移転先は経営規模拡大です。そうすると、農業をやっていないくても農地を持って人に任せればいいみたいなことが先行して行って農地の取得地域内の方がするからといって農地の所有権移転が行われるという可能性が出てきます。だから、そこは納得できない。農業を守っていくために、今課長さんがおっしゃったのはそのとおりだと思うのですが、農地取得だから、取得先はやっぱり農地法に基づく、常時従事の要件です。終わったことだからくどくどは言いませんが、境町のときも農機具など調査報告にもはっきりしなかったのが、疑義を申し上げたのですが、この方が請け負ってやっておられるのですが、この方は多分やっていないのだと思うのです。そうすると、問題はこの所有権移転が問題だったかもしれない。だから、その人がやるというところをきっちり調査できているのかどうか。これは農業委員会全体の疑義にもなり得るということです。農地の移転についてどうかなということを言っているの、農業を守っていくためには他市町村の境町みたいな例を、町外の方が持ってもらえるのもいいのですが、町内の方で誰でも持ってやってくれる人がいればそれでいい。農業政策上は、地域の農業が守れない。本当に農業をやっていないければ、将来的に何とか会社、不動産がその地域だけ転用したりなど、それはぜひ農業委員会がそれは転用の対象になりませんということ、その農地の所有権移転だから言っているの、農業政策自体は事務局長さんなり、会長さんがおっしゃるとおりで、町内の方が本来なら、息子さんが本当にやるなら、体制を整えたときに息子さんがまとめた農地を、5反ですから、最低要件ぐらいになるので、そういう農地の取得をしていただくというのが農地法上から見れば適切な対応かなというふうに思うのです。取得については、農業政策自体は、会長さんなり、事務局さんがおっしゃるのはそのとおりだと思うのですがということです。

○会長 農地をもともとこの○○○○さんは所有しているわけですし、そういうものについて、私は問題ないのかなと。所有権移転については。

○農業委員8番 今やっている農地をやってもらう分には問題ない。

○会長 将来的に……

○農業委員8番 ただ、経営規模拡大です。取得するということについては、ちょっとやるなら、息子さんがそういうふうに真面目にやってくさるなら、そういう体制を整えて、5反ですから、最低規模の……

○書記 ○○委員さんは、所有権移転でなくても、利用権設定などの選択肢もあるのではないかと思います。

○農業委員8番 息子さんが取得とかでやる気があるというなら一旦そういう体制を、だって5反ですから、最低規模要件にもなりますから、農業経営体の息子さんが農業をやることが認定されれば、息子さんがそういう形にすればいい。この○○歳の方が農地を持ってという意味が自分やらないのに持っていることは、所有権移転については問題な

いではないです。自分の持っている経営、もともとこの〇〇〇アールというのは相続か何かで取得した土地なのか。

○書記 繰り返して申し訳ないのですがけれども、確かに受け人は〇〇〇〇さんで〇〇歳の方ですがけれども、実際農作業に従事する方は親戚の方と、せがれさんであります。また、所有権移転の件ですがけれども、これはあくまでも地主の〇〇さんが、先ほど、〇〇〇委員さんからお話がありましたが、相続の関係など様々な理由があるのだと思います。今回、どうしても手放さなければならない事情があり、そこで、所有権移転は駄目だよ、利用権ならというのは難しいと思われます。手放す時期に、受け手の〇〇さんがこれから経営拡大を目指しており、両者の条件が折り合って、所有権移転という形で農地法3条申請が上がっていると思います。確かに委員さんの言われているように、せがれさんが別居ですから、実績を積んで、5反要件等を満たす選択もあるのかもしれませんが、ちょうどこのタイミングで地主の〇〇さんと受け手の〇〇さんで条件の調整が折り合って、その上で3条が上がっているわけですので、ご理解いただければと。

○農業委員8番 それは理解できないです。それは、〇〇さんが土地を売りたいし、その状況というのは心情的にはよく分かるし、もちろん分かりますが、やっぱり所有権移転の話ですから、ここのところはちょっと別にしないと。心情的にやってあげたいです、私も。そういう農家の方、そういう使わない土地ですから、買ってくれる人があれば売り買いというのはいいですが、やっぱり農地法の趣旨からすれば、所有権移転のところはきちんとした要件を満たした方に売べきだと思います。〇〇さんが売りたいからいいのではないですかというのは、ちょっとそれは心情的に分かりますよ。〇〇さんの事情が大変だというのは思います。

○会長 委員さんの言いたいことというのは十分私どもも理解していますが、所有権移転について云々という部分で、こちらのやっている部分は春日部農林振興センターとの調整ができていいのかという部分も含まれていると思うのですが、農業委員会として議案としてのせたということは、書類的には全然問題ないと。そういう部分もありますので、あくまでも議案として出ているので、もちろん質疑応答、質疑に対してもちろん応答しているわけですので、その点をご理解をいただきたいと思います。

所有権移転に関係ないという話は、私はこれから本当に先ほど局長が言ったとおり、1,500軒、実質的には1,300軒ちょっとですがけれども、地権者が、地主さんがいるわけですがけれども、実際つくっている人は何人いるかということです。遊休農地化を進めるのは、それがつながらなかったときにどうにもならない部分が出てきますので、やってくれる方がいる限りは、3条なりで、利用権のほうの問題もありますけれども、そういう部分をご理解をいただかないと、3条がいつになっても通らないよという話になってしまいますので、そういう点についてはご理解をいただきたいなと。

これだけ農地パトロールとか挨拶の部分にも入れませんでしたが、農地パトロールも暑い中やっていただいて、私が始まったときはもう25町とか30町だったものが、10町を切るような状況で今やっと遊休農地も解消してきたわけですので。私も先月、先週ですか、ハンマーナイフで2反歩の草刈りをやってきましたけれども、農業委員も本来は地権者の責任でやってもらうのが当たり前なのですがけれども、農業委員だってやらなくてはならないときもあると。やむを得ない場合がありますので。そういうことも考えていただきませんと、もともと農家要件を持っている〇〇〇〇さんが所有権移転ということでやるわけですので、その点をご理解をいただきたいなと思います。

○農業委員8番 本人が経営規模拡大するなら。ただ、経営規模拡大ということが目的でないのは、農地法のあれからするとちょっと違うような気がします。十分な議論が尽くされているのであれば。

あと、ちょっと今日の話は、必要だったら私が主張したことを紙にまとめますので、議事として通常の簡単な議事録でなくて残しておいてもらったほうがいいと思いますので、私がしゃべったことを紙に。委員がこういうことを主

張したということを残しておいてもらいたいなど。

ちょっと前の境町の方も、例えばトラクターとか見ているか見ていないか。そのときの調査の方の話ではっきりはしなかった。いわゆる町が農地だったところを使っていないところを使っているのかそこを確認したということしか境町からは回答をもらっていないから、その方が経営できるかどうかというのは十分確認されてないということで、今誰かが議事録をつくっているので、将来的に〇〇さんが農業をしないため、持った結果、不動産商売の関係で農地転用、そのときはもうこういうふうに認定をした案件だから、農地ではないということについては、そのときの農業委員会できっちり要件を合わないということの転用であればはじくということで議論をする。ただ、それでも農地取得のところを今日は議論するのだから本当はちょっと腑に落ちないところがありますが、そこは全員柔軟に、おられる方も農業委員会は全会一致ではありませんから、ただ、私が主張したことは、従来の簡単なあれではなくて、そういう理念というか。だから農業を守るために事務局長さんが言っている、杉戸町も人がいたりすれば、全体で法人とか、そういうことを考えていく。なかなか、それは言っても米価が下がる中でできないのはよく分かっていますが、そういうことができれば、何らかそういうものの受皿みたいなのがつくればというふうに私は思っています。

○会長 〇〇委員さんには、後日文書を持って事務局に提出していただくということでよろしいでしょうか。

○農業委員 8 番 議決でもしみんなが反対して駄目になれば渡します。農地法に基づいて、後で何か問題があったときに参考に。

○会長 この議論を採決したいと思います。よろしいですか。ほかにございますか、誰か。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第 1 号のナンバー 1—1 から 1—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長 賛成多数で可決承認……

○農業委員 8 番 今人数を確認したかな。

○会長 すみません。もう一度手を挙げてください。賛成の方。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長 賛成 9 人です。1 人退席しておりますので。

賛成多数で可決承認となります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○会長 賛成 9 の反対が 3 です。

〔「すみません」と言う人あり〕

○会長 はい。

○推進委員 5 番 可決が終わったので、ちょっと聞きたい。質問させて。

〔「取りあえず議案が終わってから。その他で」と言う人あり〕

〔農業委員 12 番 〇〇〇〇〇委員入場〕

◎議案第 2 号

○会長 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー 1、事務局の説明をお願いします。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字杉戸字上杉戸〇〇〇番〇、畑、254㎡。譲渡人、白岡市、〇〇〇〇〇。譲受人、宮代町、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。ナンバー1につきましては、譲受人であります〇〇氏が自己用住宅を建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。

申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、融資による計画をしております。場所につきましては、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 それでは、農地法第5条の関係、現地調査報告をいたします。

去る18日の午前でございますが、譲渡人の〇〇〇〇〇さん、この方は白岡市に住んでいるということでございまして、電話にてお話を伺いました。当該土地につきましては、10年ほど前に親が亡くなったため、その相続を受けたものということでございまして、現在居住地からは遠方にあるため、当時から何もつくらないという状況でございます。年に何度か除草剤を散布している状況であるということでございます。このことから、当土地につきましては住宅にも挟まれているということから、一、二年ほど前から土地の売却を考え、不動産会社へ相談していたところ、このたび購入者が現れたので、売却することとしたものということでございます。

一方の譲受人、〇〇〇〇さんについては、17日の午後、自宅を訪問いたしまして、本人によりお話を伺ってまいりました。〇〇さんは、現在借家に住んでおりまして、本人と奥さん、さらに子供お二人の4人家族ということでございまして、今後子供も大きくなることから、将来のことを考え、自己用住宅を探していたところ、不動産会社、〇〇〇〇さんでございます。そちらのほうから土地を紹介されたということでございまして、購入することとしたものでございます。

以上、調査5項目については特に問題はございませんので、以上のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件について質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、931㎡。賃貸人、堤根、〇〇〇〇。賃借人、春日部市、有限会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇〇。転用目的、駐車場、資材置場。ナンバー2につきましては、賃借人であります有限会社〇〇〇〇〇〇が現在借用している土地の返却を行い、新たに駐車場及び資材置場として利用するため農地転用の許可をお願いするものでございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地です。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でござ

ざいます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、○○委員、調査報告をお願いします。

○農業委員 3 番 調査報告をいたします。

賃貸人、○○○○さん、賃借人、○○○○○さんに訪問して、お話を伺ってまいりました。○○○○○さんは、業務拡張のために駐車場並びに資材置場を常設するために○○さんの土地を買いいたいということで話がまとまったそうでございます。詳しくは、先ほど事務局が説明したとおりでございます。調査 5 項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 採決します。

議案第 2 号、ナンバー 2、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第 2 号、ナンバー 3—1 から 3—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第 2 号、ナンバー 3—1、大字堤根字前島○○○○番、畑、924㎡。ナンバー 3—2、同じく○○○○番〇、畑、423㎡。合計1,347㎡。譲渡人、堤根、○○○○。譲受人、杉戸 2 丁目、○○○○○株式会社、代表取締役、○○〇。転用目的、分譲住宅。ナンバー 3—1 から 3—2 につきましては、譲受人であります○○○○○株式会社が分譲住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。

申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第 2 種農地です。転用することにより、新設ブロック等にて雨水、土砂の流出防止を行う観点から、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内の株式会社○○○○○○の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、○○委員、よろしくをお願いします。

○農業委員 3 番 では、調査報告いたします。

現地を確認後、譲渡人の○○さん宅に訪問し、譲受人の○○○○○さんには電話で確認いたしました。ただいま事務局で説明したとおり、○○さんは農地の維持管理ができなくなったということと、○○○○○さんの強い要望により、譲渡するということでございます。調査 5 項目に対して何ら心配ございませんので、調査の報告を終わります。審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件についてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第 2 号、3—1 から 3—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、4―1から4―4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー4―1、大字堤根字塘○○○○番、畑、773㎡。ナンバー4―2、堤根塘○○○○番○、畑、165㎡。ナンバー4―3、同じく○○○○番○、畑、178㎡。ナンバー4―4、同じく○○○○番○、畑、1,204㎡。合計2,320㎡。譲渡人、堤根、○○○、同じく堤根、○○○○、同じく堤根、○○○、同じく堤根、○○○○。譲受人、行田市、株式会社○○○○○○○○○○、代表取締役、○○○○。転用目的、特定建築条件付売買予定地。ナンバー4―1から4―4につきましては、譲受人であります株式会社○○○○○○○○○○が、特定建築条件付売買予定地として○区画を利用するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。

申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。転用することにより、周囲にブロック塀を設置することから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内の○○○○○○○○○○の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても○○委員、調査報告をお願いします。

○農業委員3番 では、調査報告いたします。

現地を確認後、譲受人、○○○○○○○○○○には電話で、譲渡人の○○○さん、○○○○さん、○○○さん、○○○○さん宅には訪問いたして話を伺ってまいりました。いずれの○○さんもサラリーマンのため、土地の維持管理が難しくなったところに○○○○○○○○○○さんからの強い要望により売却するということになったそうでございます。調査5項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

これにつきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー4―1から4―4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局からお願いします。

○書記 専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地1丁目○○○番、畑、274㎡。譲渡人、清地1丁目、○○○○○。譲受人、清地1丁目、○○○○○。転用目的は、境内地でございます。こちら、令和3年6月16日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、高野台西5丁目○○番○、畑、294㎡。譲受人、下野、○○○○○。譲受人、高野台西5丁目、○○○○○、持分2分の1、同じく○○○、同じく持分2分の1。転用目的は自己用住宅。こちら、令和3年6月21日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー3―1、内田3丁目○○○○番○、田、1,069㎡。ナンバー3―2、同じく○○○○番○、田、

1,318㎡。ナンバー3—3、同じく〇〇〇〇番〇、田、588㎡。合計2,975㎡。譲渡人、杉戸、〇〇〇〇。譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的は分譲住宅。こちらは、令和3年7月8日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○**局長** それでは、閉会を副会長にお願いします。

○**副会長** これをもちまして第7回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、8月25日水曜日、15時より第1庁舎3階会議室を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年7月26日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 坂 路 誠

署 名 委 員 青 木 邦 夫